

京都府社會事業便覽

393

360

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
6m 3 0 1 2 3 4 5

始
◀

京都府社會課

京都府社會事業便覽

大正十一年三月

360

393-264

緒
言

現今の社會施設は、團體の思想、集團の精神等の發達に因り、慈善事業若くは救濟事業の形式より、團體を本位とする社會事業の形式に轉化せり。従つて、今日まで發達し施設せらるゝ事業の外、幾多の新らしき事業及形體を出現せるも、今後は更らに諸多の新事業計畫せらるべく、單に消極的側面の事業より一轉して積極的側面の事業も亦頻出する趨勢にあり。よつて、益々各事業及施設を網羅し、之れを分類し、事業の沿革、組合方針及現況を收録編纂するの要を生ずるに至れり。本社會事業便覽は右の用途に應せりとするものにして、京都府下官公衙の事業、民間の團體及私人事業は一切收めて此のうちに在り、之れによりて直接社會事業に與る人々の便益は言を俟たず、凡て斯道に關する人々の參照の資料たるを得べしと信す。

終りに、事業益々分化し、形體愈々整頓し、各種事業の連結並に統一を生じ、尙ほ進んで、事業本來の面目たる社會及國家の發達、進歩及幸福を促進せしむるは本便覽收載の終局の目的にありて存することを附記せむとす。

大正十一年三月

編

者

識



目 次

緒 言

一、社會事業連絡及研究機關

(一) 京都府慈善協會

二、育兒事業

天主教女子教育院

平安德義會孤兒院

京華養育院

京都救濟院

平安養育院

伏見慈善會

(六)(五)(四)(三)(二)(一)

至自

七

頁

(七) 丹波育兒院

至一八頁

三、幼兒保育事業	………
平安德義會保育園	………
西陣託兒所	………
三條託兒所	………
養正託兒所	………
樂只託兒所	………
伏見保育園	………
崇仁託兒所	………
(八)(七)(六)(五)(四)(三)(二)(一)	………

四、特殊教育事業

至一三頁

(五)(四)(三)(二)(一)	京都市立盲哑院
	京都盲啞慈善會
	私立協同夜學校
	私立酬恩學校
(六)(五)(四)(三)(二)(一)	白川學園
	慈愛手藝學校

至二二頁

五、授產及職業紹介

(五)(四)(三)(二)(一)	京都盲啞保護院
	西陣職業練習所
	京都市副業講習所
	京都職業紹介所
	京都市職業紹介所

至二八頁

(七)(六) 壬生職業紹介所
舞鶴海軍下士卒家族共勵會

(七)(六)

京都感化保護院
京都府免囚保護聯合會

自二二二頁
至三六六頁

四

六、感化及保護事業

(九)(八)(七)(六)(五)(四)(三)(二)(一)
至正會
醇厚礪會
大貳義塾會
同友會
葛野郡慈友會
乙訓郡慈濟會

(三)(二)(一)(元)(元)(元)(元)(元)(元)(元)(三)(二)(一)
紀伊郡至道會
宇治郡慈教會
綏喜郡佛教和敬會
久世郡樹德會
相樂郡彰善會
南桑佛教團
北桑佛教道濟會
船井郡佛教團
天田郡佛教團
何鹿郡佛教同盟會
加佐郡佛教會
丹州惠濟會

(五)(四)(三)(二)(一) 中 郡 洪 濟 會
 竹野郡崇德會
 熊野郡佛教同盟會
 京都府立淇陽學校
 七、施藥救療並妊產婦保護 ……
 京都施藥院協會施藥院

(七)(六)(五)(四)(三)(二)(一) (五)(四)(三)(二)(一)
 濟 世 病 院 東 亞 慈 惠 會
 日 本 健 康 會 濟 生 園
 舞鶴海軍工廠職工共濟會病院
 恩賜財團濟生會診療所

自三六七頁
至四六七頁

(六)(五)(四)(三)(二)(一) 八、養老及窮民救助 ……
 京都婦人慈善會 京都產院 巡回產婆制
 日本赤十字社京都支部 京都婦人慈善教會
 京都婦人慈善教會 京都救濟院 京都積善社
 大谷派婦人法話會 京都派婦人慈善會
 大日本佛教慈善會財團

自四三七頁

九、住宅及無料宿泊所 ……………… (九)(八)(七)
 蔭山家慈善財團
 救世軍京都小隊
 京都共濟會

市營住宅 ……………… (一) (九)(八)(七)
 現業員寄宿舍
 伏見町營住宅
 新舞鶴町營住宅
 京都無料宿泊所
 京都市無料宿泊所

一〇、市場 ……………… (一) (九)(八)(七)
 京都市設公設市場

自五六〇頁至五六三頁

(一) (九)(八)(七)
 一、其他の事業 ……………… (二)(五)(四)(三)(二)(一)
 京都市指定市場
 京都市巡回市場
 伏見町公設市場
 宮津町公設市場

自六四〇頁至六四三頁

(七)(六)(五)(四)(三)(二)(一) (五)(四)(三)(二)
 愛國婦人會支部
 帝國軍人後援會支部
 鐵道保養院支部
 法律無料鑑定
 不良少年の精神定鑑
 市内警察署の社會的施設
 本願寺人事相談所

(一) 業事兒育

主事一名を置く。

沿革、大正七年七月設立。大正四年今上陛下御即位の大禮を京都に行はせらるゝを機として、中央慈善協會主催の下に第三回全國救濟事業大會が同市に開催せらるゝに際し、同協會の支部として設立せらる。是れ即ち本會の前身にして、爾來府下に於ける斯業の連絡改善を圖りしが、七年七月に至り、支部を解きて全く獨立し目的の遂行に努力し居れり。

社會事業連絡并研究機關
京都府慈善協會

事業 連絡機關

組織、會員組織、會員は斯業關係者及篤志者より成り、現在九十六名あり。會費及寄附金を以て維持經營し、職員として會長以下副會長一名、理事五名、評議員二十二名、主事一名を置く。

沿革、大正七年七月設立。大正四年今上陛下御即位の大禮を京都に行はせらるゝを機として、中央慈善協會主催の下に第三回全國救濟事業大會が同市に開催せらるゝに際し、同協會の支部として設立せらる。是れ即ち本會の前身にして、爾來府下に於ける斯業の連絡改善を圖りしが、七年七月に至り、支部を解きて全く獨立し目的の遂行に努力し居れり。

(九)(八) 公設浴場
家事見習所

□□ 天主教女子教育院 □□

二

事業、育兒(女子に限る)

位置、京都市上京區河原町三條上る下丸屋町。

組織、個人經營、佛國天主公教信徒慈善團配附金、附屬事業女子和洋技藝學校の收入及び内外篤志家の臨時寄附金等を以て維持經營し、職員として童貞四名(内一名日本人、三名は佛國人)を置く。

沿革、明治十九年六月、佛國人ブロー・メリーリー女史が、天主教普及の傍ら貧孤兒養育の目的を以て設立す。初め兩替町の一民家を借りて五六名の女兒を養育せしが、二十二年末五十三名に増加したるを以て、現在の地に院舎を新築し、引續き薄命の女兒を收容教育しつゝあり。曾て院内に佛語女學校を設立して普通學科及佛語を教授せしが、明治三十年之れを廢し、爾來學齡兒童は區内の小學校に通學せしめ、卒業生に對しては讀書、裁縫、編物其他技藝を教授し、三十五年改めて女子技藝學校を附屬事業として設立し以て今日に及べり。創立以來養育したる女兒二百數十名に達し、其内他に嫁したる者五十餘名に及べり。

現況、大正九年十二月末現在收容兒童三十七名、收容兒は主として四歲以上十二歲未滿

の孤兒、貧兒にして家族制度によりて之を教養しつゝあり。院生には天主教を信仰せしめつゝあるも、小學校の通學生に對しては宗教上の拘束をなさず、大正十年六月ブロー・メリーリー女史昇天の後はレフラン・エレナ女史院長として掬育に從事しつゝあり。

□□ 平安德義會孤兒院 □□

事業、育兒

位置、京都市上京區岡崎最勝寺町

組織、財團法人平安德義會の經營、同會は現在會員一千五百六名あり、職員として院長

以下幹事二十名、教員及舍監各一名、事務員三名を置く。

沿革、明治二十六年平安德義會の設立に係る。抑々平安德義會は社會の安寧を圖り、同胞の不幸を救恤するの目的を以て二十三年二月創設せられたるものにして、本院は即ち其目的實行の一事業として設立せられたるものなり。本院は初め京都市堺町三條下るに院舎を設けたりしが、三十年十月英照皇太后御葬場の建物一部の御下賜を得、院舎を同市堺町四條上るに建設し、更に三十六年十二月現在の地に移轉せり。大正五年六月御大禮の用に供せられたる御苑内及二條離宮内の建物天幕張七十五坪

餘の御下賜を得て、恩賜紀念堂の建築をなし、尙院舎の修繕をなせり。

現況、大正九年十二月末現在の收容兒童四十六名、他に委託中の者若干名あり。院内に於ては家族制度を探り、舍監をして院兒の保育に當らしめ、又有資格教員をして小學校の教科を授けしめつゝあり。

□□ 京華養育院 □□

事業、育兒

位置、京都市上京區油小路通竹屋町下る橋本町

組織、個人經營、作業收入及び院長の補給金等を以て維持經營し、職員として院長以下幹事一名を置く。

沿革、明治三十二年二月、眞宗大谷派僧侶丹羽憲顯の設立に係る。三十五年營業部を設けて小學校兒童用教科書の販賣を開始し、更に三十九年より石蠟製造販賣部を大正二年表具部を開始して教育の傍ら之に從事せしむ。

現況、大正九年十二月末現在收容兒童九名、收容所は家族制度となし、學齡者は公立小學校に通學せしめ、院内に在りては布教師並に院長親しく法話講演をなす。作業は主として表具を研究的に授業しつゝあり。

□□ 京都教濟院 □□

事業、育兒

位置、京都市上京區聖護院町上り畑

組織、個人經營、天台宗の援助を受け、醵金、寄附金、補助金等を以て維持經營し、職員として院長以下幹事、事務員各一名保姆二名を置く。

沿革、明治三十三年三月、天台宗僧侶津田明巖の設立に係る。是より先、氏は某貧家の一兒が悲慘なる状態に在るを見て同情の念禁ずる能はず、遂ひに之れを預りて教養せり。當時氏は未だ斯種事業を經營するの念慮あらざりしも、氏が一兒を救護しつつあるを傳へ聞きて貧家の兒童を依託するもの續出するに至れり。爰に於て遂ひに鳥尾子爵及其他の援助を得て本院を開設したるなり。爾來事業漸次發展するに従ひ老人救護の事業を併せ營むことゝなり以て今日に至れり。

現況、大正九年十二月末現在救護人員八十四名、養老二名、外に委託中の者六十六名あり主義としては家族制度を探り、院主は兒童と寢食を共にし、普通中流家庭を標準として救養しつゝあり。

□□ 慈善財團平安養育院 □□

事業、育児

位置、京都市上京區岡崎町圓照寺町五八番地

組織、財團法人、基金の利子、篤志者の寄附金、補助金等を以て維持經營し、總裁、理事長、理事各一名、監事三名、評議員二十八名、主事、支部主任、保姆長、保姆等各一名、外に下婢一名を置く。

沿革、明治三十八年四月西陣織物業丹治直治郎氏が其母故熊谷米子より年來蓄積の金子五萬圓を與へられたるを以て、之れを資金として設立す。同年西陣に支部を置き越えて四十三年府下綴喜郡草内村に第二支部を開設し以て今日に至れり。
現況、大正九年十二月末現在收容兒は孤兒貧兒棄兒等合計三十七名、外に委託中のもの二十五名あり、收容者は三歳未滿の乳兒にして満三歳に達すれば一切無料にて之れを引取らしむるの條件あり。

□□ 伏見慈善會 □□

事業、育児

位置、紀伊郡堀内村堀内字筒井伊賀

組織、會員組織、會員の醵金、補助金及寄附金等を以て維持經營し、職員として會長一

名、理事五名、常務幹事六名、幹事九名、會計一名、評議員十二名、保姆一名、事務員一名を置く。

沿革、明治三十九年五月、日露戰役中軍人の遺家族を救護するの目的を以て設立したる人圓會伏見支部解散の際之れを繼承して創立す、初め軍人の遺族中貧困者の子女を收容救護せしが、後ち廣く一般の者をも收容するに至れり。

現況、大正九年十二月末現在收容兒童六名、外に委託中の者二名あり、孰れも小學校に通學せしめつゝあり。

□□ 丹波育兒院 □□

事業、育児

位置、船井郡三ノ宮村水呑

組織、個人經營、醵金、實業收益及慈善音樂會、演藝會等の收入を以て維持經營し、院長以下保姆一名、雜務二名を置く。

沿革、明治四十年六月、現院長辻原光治氏の主唱に依り、日本育兒院（岐阜市）の分院として設立せらる。初め同院より孤兒貧兒四名を轉送して之れを救養せしが、四十一年一月同院と分離獨立して丹波育兒院と改稱せり。爾來辻原氏は自己所有の財產全

部を本院に提供して銳意事業經營の任に當り居れり。

現況、大正九年十二月末現在收容兒童十三名、家族制度を探り基督教主義に據りて訓育す。勞働の神聖なることを知得せしめ、且將來自活の途を得せしむるため兒童をして農業に從事せしめつゝあり。

(三) 幼兒保育事業

□□ 信愛保育園 □□

事業、保育

位置、京都市上京區丸太町通日暮西入西院町

組織、個人經營、日本聖公會資金局補助及一般の寄附金等を以て維持經營し、職員としては園主以下保姆二名、助手一名を置く。

沿革、大正三年八月設立。現園主園部マキ女は曩に貧困の產婦に對して施療をなしつゝありしが、其の分娩後に於ける悲惨なる實狀を目撃して同情の念に堪えず、尙ほ產兒の哺育事業の緊急なるを感じ、之れを米國宣教師ミス・ベック氏に諮り、其後援を得て遂に本園を開設するに至りしなり。

現況、大正九年十二月末現在收容兒童十三名、園兒は皆五歳未満にして、朝夕預託者の家族をして送迎せしめ、晝間のみ保育しつゝあり。

□□ 平安德義會保育園 □□

事業、保育

位置、京都市岡崎最勝寺町

組織、財團法人平安德義會の經營、職員としては園長一名、評議員五名、保姆二名、雜使婦一名を置く。

沿革、平安德義會孤兒院收容の幼兒のため附屬幼稚園を設置し居たるも、大正八年十月同會創立三十週年紀念に際し、社會の趨勢に鑑み防貧策の機關として託兒事業に改め、之れを保育園となし、勞働者其他下層階級者の幼兒を受託しつゝあり。

現況、大正九年未現在收容兒童四十名、園兒は三歲以上六歲迄の者にして、晝間收容、午前十時、午後二時の二回に間食を給與し且晝飯をも給與し居れり。

□□ 西陣託兒所 □□

事業、保育

位置、京都市上京區五辻通七本松、釋迦堂内

組織、京都府直營。職員として主任一名、保母三名を置く。

沿革、大正九年九月九日創立、京都府慈善協會の經營なりしが大正十一年四月一日より

京都府の直營となし家内工業を主とする西陣方面労働者の能力を増進せしめんが爲め、其の兒童の保育を受託す。

現況、大正九年十二月末現在收容兒童二十九名、内一歳以上三歳未滿四名、三歳以上六歳未滿二十四名、六歳以上一名にして、間食は午前と午後の二回に亘りて之れを給與しつゝあり。

□□ 三條託兒所 □□

事業、保育

位置、京都市下京區三條大橋東入長光町

組織、京都市營、職員として主任書記一名、保母四名を置き、外に小使一名を使用す。

沿革、大正八年十二月一日開設、細民部落の兒童を收容し兒童を通じて其の家庭及部落の風俗、衛生、習慣の改善を目的として開設せらる。

現況、大正九年十二月末現在收容兒童八十一名。協同夜學校の一部を使用し、年齡三歳以上六歳未滿のものにして労働者の子弟のみを收容す。

□□ 養正託兒所 □□

事業、保育

位置、京都市上京區田中西河原町

組織、京都市營、職員として主任書記一名、保母四名を置き、外に小使一名を使用す。

沿革、大正九年十一月、細民密集地の教育、風俗、衛生、習慣等矯正の爲め、其の子弟を適當なる場所に收容して體育訓育衛生等に留意し之れを善良に保育し一面家族の勞働能率を増進せしむる爲め開設せらる。

現況、大正九年十二月末現在收容兒童七十九名、養正尋常小學校の二部教場を使用し、保育料を徵せず、三歳以上六歳未滿の兒童を收容す。

□□ 崇仁託兒所 □□

事業、保育

位置、京都市下京區東七條通リ川端町

組織、京都市經營、職員として主任書記一名、保母四名、外に小使一名を使用す。

沿革、大正九年十一月、京都市營として開設。

現況、大正九年十二月末現在收容兒童四十五名、崇仁小學校教室の一部を使用し、保育料不徵、トラホーム其他の疾患をも治療し居れり。

□□ 樂台託兒所 □□

事業、保育

位置、京都市上京區鷹野町

組織、京都市營、職員として主任書記一名、保姆二名を置き、外に小使一名を使用す。

沿革、大正十年五月、京都市の經營として開設。

現況、大正十年十二月末日現在收容兒童三十五名。

□□ 伏見保育園 □□

事業、保育

位置、紀伊郡伏見町字板橋

組織、伏見慈善會の附屬事業、職員として園長一名、保姆、事務員各一名を置く。

沿革、大正九年四月一日、労働者救濟の一助として其の幼兒を收容し、労働能率の増進を計り、家庭の改善を期さんが爲めに開設せらる。

現況、大正九年十二月末現在の收容兒童數は男二名、女二名にして、内三名は晝間保育一名は晝夜保育なり。但し兒童の收容料は之を徵せず。出席歩合は良好なり。

(四) 特殊教育事業

□□ 京都市立盲啞院 □□

事業、盲啞聲教育。

位置、京都市上京區金座通櫻木町

組織、市立、職員として院長以下教諭六名、助教諭三名、囑託教員十六名、事務員二名を置く。

沿革、明治十一年五月、京都府の設立に係る。本院は我國最初の盲啞學校にして、明治八年上京區待賢小學校の一室に於て盲生一名、啞生三名を收容せしに起源し、十一年京都府の經營する所となれり。十三年校舍並寄宿舎を増築して普通科、技藝科を置くに至れり。二十三年更に京都市の經營に移り、三十二年校舍を改築し四十五年按鍼科卒業生に對し無試験開業の許可を得、大正二年聾啞部校舍の新築工事成り、爾來盲啞生を分離す。同年盲部に按鍼灸治實習所を設けて外來患者を診療するに至

れり。

一四

現況、大正九年十二月末現在生徒百八十六名、盲、聾啞は全然校舎を異にし、遠隔の者は寄宿舎に收容し其他は通學せしむ。

□□ 京都盲啞慈善會 □□

事業、援助機關

位置、京都市下京區西ノ京池ノ内町

組織、財團法人、會員の醵金及寄附金等を以て維持經營し、職員として理事五名、評議員二十名、事務員數名を置く。

沿革、明治二十八年三月、京都市立盲啞院に資金を寄附し盲啞者を保護救濟する目的を以て、内貴甚三郎、雨森菊太郎、多田佐兵衛氏等の主唱に依りて設立せらる。大正三年四月多年の懸案たりし盲啞者の保護をなすの目的を以て京都盲啞保護院を設立し、爾來之れを經營するに至れり。

現況、設立以來、京都市盲啞院に寄附したる金額は總計二萬餘百圓にして、明治三十年十月財團法人の認許を受けて今日に及び居れり。

□□ 私立協同夜學校 □□

事業、貧兒教育

位置、京都市下京區三條通大橋東三丁目

組織、京都市教育會の附屬事業、職員として校長一名、教員四名を置く。

沿革、明治三十年五月、京都市の人竹中庄右衛門等が貧兒教育の緊要なることを感じて夜學會を起せしに起源し、明治三十七年一月其筋の紹介を受けて本校を設立せり。

現況、大正九年十二月末現在通學兒童百九十四名、修業年限六ヶ年にして、毎週授業時間十八時間、授業科目は國語、算術、體操、地理、歴史、唱歌、圖畫、裁縫等にして授業料を徵せず學用品の全部をも給與し居れり。

□□ 私立酬恩學校 □□

事業、貧兒教育

位置、京都市下京區三條通大橋東二丁目若竹町

組織、個人經營、設立者の補給金、寄附金及補助金等を以て維持經營し、職員として校

長一名、教員三名を置く。

一六

沿革、明治四十年九月設立。由來本校の所在地附近は細民多く、從つて義務教育を受くることが能はざる結果、自ら風儀を棄すに至るの虞あるを以て、同地の有志家長岡常次郎氏は深く之れを憂ひ、同志を糾合し、義務教育を施すの目的を以て本校を創設したるなり。初め一民家を借りて夜學をのみ開始せしが、後現校舎を新築して之れに移轉し、大正二年四月より晝夜二部に分ちて教授をなすに至れり。

現況、大正九年十二月末現在通學兒童九十四名、修業年限六ヶ年、毎週授業時間は晝間二十四時間夜間十二時間とし、授業料を徴せず、學用品は之れを給與又は貸與す。

□□白川學園□□

事業、低能兒教育

位置、愛宕郡田中村田中字百萬遍境内

組織、個人經營、事業收入及寄附金等を以て維持經營し、職員として園主以下教員二名を置く。

沿革、明治四十二年七月、京都府教育會の設立に係る。本園は京都市の人、脇田良吉氏が京都市内小學校の一低能兒の爲め特別教育を試みたるに濫觴し、四十二年七月京

都市教育會の經營に移りしが、四十五年四月再び同會より脇田良吉氏の經營に移り以て今日に及べり。

現況、大正九年十二月末現在收容兒童七名、全部寄宿舍に收容し家族的に教養す。修業年限は別に之れを定めず、毎週二十五時間乃至三十時間の授業を課し、月謝、舍費、賄料として若干金を納附せしめつゝあり。

□□慈愛手藝學校□□

事業、貧兒教育(女子に限る)

位置、京都市下京區古門前通大和大路東入

組織、社團法人京都婦人慈善會の附屬事業として經營

沿革、明治三十六年社團法人京都婦人慈善會が其事業の一として、舊慈愛女學校(貧家の女子にミシン裁縫を教授す)を繼承して設立。三十九年五月、現今の名稱に改めたり。

現況、大正九年十二月末現在生徒女兒四十九名、修業年限を二年とし、毎週授業時間四十八時間、主としてミシン其他の裁縫を教授し、年少者には併せて普通科を學ばせたり。

裁縫工賃の一部は家計補助とし他は之れを蓄積せしむ。

(五) 授産及職業紹介

□□ 京都盲啞保護院 □□

事業、職業紹介及授産

位置、京都市下京區西ノ京池ノ内町

組織、財團法人京都盲啞慈善會の經營、職員として院長以下教員及使丁一名を置く。沿革、大正三年四月、財團法人京都盲啞慈善會が盲啞者を保護救濟するの目的を以て設立せるものなり。

現況、大正九年十二月末日現在收容者十七名、孰れも盲啞學校に於て相當教育を受けたるものにして、盲生には職業を紹介し、マッサージ、箏曲教師等に從事せしめ又鍼灸術、按摩術等の患者を周旋し、啞生には圖案、裁縫の二部を授け、夫々當業者の依頼を受けて其製作に從事せしめ、尙ほ課外生に對しては刺繡、表具職（院外の特殊家へ習ひに行く）を授け居れり。而して工賃は一切之れを本人の所得となし、其金額一ヶ月多きは六十圓少きは十八圓、平均二十圓を下らざる状況に在り。

□□ 西陣職業練習所 □□

事業、授産

位置、京都市上京區五辻通七本松、西陣託兒所内

組織、京都府直營、職員として主任一名、裁縫教師一名、ミシン教師一名を置く

沿革、大正十年九月十日、職業練習を通じて、西陣地帶の失業を處理すべき技能を得せしめ、かくて轉業可能となるむとするものにして初めは裁縫のみを教授せしが、十二月二日よりはミシンの練習をも併せて行ふ事とせり。

現況、大正十年十二月末現在生徒數裁縫二十五名、ミシン二十名、但し裁縫科は二十五名を定員とし、ミシン科には定員なく、孰れも夜間教授とす。

□□ 京都市副業講習所 □□

事業、授産

位置、京都市下京區寺町四條下ル大雲院内

組織、京都市營、職員として専屬の教師一名を置く。

沿革、大正八年四月職業紹介所附屬事業として設置、内職獎勵の爲め一定の内職に必要な技術を教授す。

現況、毎週金曜日には求職者に講習をなし、稚松小學校、梅屋小學校、家政女學校、市

立女學校等に於て講習會を開催し、大正九年未迄の受講生二百八十六名に及び月收

三四十圓を得るものあるに至れり。

二〇

□□ 京都職業紹介所 □□

事業、職業紹介

位置、京都市上立賣通大宮東入、徳圓寺内

組織、大谷派婦人法話會附屬事業、専任理事一名を置く。

沿革、大正五年八月、都會熱に犯されて入洛せし浮浪者若くは失業者保護救濟の爲め設立。

現況、大正九年十二月末現在に於ける職業紹介數百三十九名、中就業者數百十七名に及び居れり。

□□ 京都市職業紹介所 □□

事業、職業紹介

位置、京都市下京區寺町四條下ル大雲院内

組織、京都市の經營、職員として囑託一名、書記二名、書記補二名、雇員三名を置く。

□□ 壬生職業紹介所 □□

職業、職業紹介

位置、京都市壬生朱雀野五番地

組織、京都市營、職員として書記二名を置く。

沿革、大正十年六月一日設立

現況、大正十年末迄の求人數一、二三〇名中、求職者九〇七名紹介者數八〇一名。

□□ 舞鶴海軍下士卒家族共勵會 □□

事業、授產

位置、加佐郡新舞鶴町

組織、財團法人、職員として總裁以下十六名を置く。

沿革、明治三十七年十月、時の司令長官日高氏夫人の創設に係り平時に在りては下士卒

家族に醇良の風習力行の美風を養はしめ尙ほ授產し以て後顧の憂ひなからしむ。

現況、大正九年十二年末現在就業者數二百三十六名に及び裁縫のみを教授す。二三

(六) 感化及保護事業

京都感化保護院

事業、出獄人保護
位置、京都市下京區六角大宮西入

組織、財團法人、財產收入、事業收入、補助金等を以て維持經營し、職員として理事長一名、理事五名、監事二名、評議員三十名、舍監一名、書記二名、院醫一名、教師二名を置く。

沿革、明治二十二年二月、免囚保護の目的を以て府並監獄官吏府會議員及東西兩本願寺の合同に依りて創設せらる。初め京都府葛野郡朱雀野村に一民家を借受けて事業を開始せしが、三十二年七月現在の地に院舎を新築して移轉し、三十七年感化部を設けて不良少年を收容し、四十一年京都府代用感化院となりたるも大正二年感化部を廢止し、爾來専ら出獄人保護事業を行ふに至れり。

現況、大正九年度中の保護人員七十三名(直接保護)二十六名(間接保護)あり。

京都府免囚保護聯合會

事業、出獄人保護(連絡機關)

位置、京都市下京區六角通神泉苑町西入

組織、京都府下二十四團體の保護會を以て組織す。職員として總裁一名、顧問三名、會長、副會長、主事一名及び書記若干名を置く。

沿革、大正二年十二月、京都府下の各免囚保護會の聯絡を保ち、事業の改善發達を圖るの目的を以て設立せらる。爾來出獄人中保護の必要ある者は其方法を定めて之れを各聯合團體に移し、且一時保護を行ひ、大正三年十一月より機關雜誌『保導月報』を發行して斯業の發達に資しつゝあり。

現況、大正九年中の保護人員五百四十三名、尙毎年一回講演會を開き他府縣の保護團體と氣脈を通じ、事業の聯絡を圖りつゝあり。

至正會

事業、出獄人保護

位置、京都市上京區智恵光院通下立賣上ル昌福寺内

組織、會員組織、淨土宗寺院住職より成り、會員醵金、一般寄附金及補助金等を以て維持經營し、職員として會長以下理事及事務員各六名を置く。

沿革、大正元年十二月、京都市上京區一條敷區淨土宗寺院八十箇寺の住職集會の際、管長の訓令に基きて之を設立す。

現況、大正九年中の保護人員男五十八名、出獄の際一時宿泊せしめたる者男四名、食を給したるもの男六名、其他十七名の者には職業紹介、家庭の融和等を計れり。

□□ 淬 碣 會 □□

事業、出獄人保護

位置、京都市川端警察署内

組織、財團法人明徳學園附屬事業、職員として會長一名、主事一名、幹事三名、書記一名を置く。

沿革、京都私立子守學校の創立者中村寛澄氏感する處あり明治四十四年十二月之れを創設し、出獄人を集めて精神講話をなすなど頗る熱心に斯業に從事し居たるも大正二年法人經營となり中野慶之輔氏主事として今日に至り居れり。

現況、大正九年中被保護會員男三十五名、女一名、毎月會員を集めて通俗講話會を催し居れり。

□□ 醇 厚 會 □□

事業、出獄人保護

位置、京都市堀川警察署内

組織、個人經營、毎月本派本願寺よりの醵金を受け臨時の寄附金等によりて維持經營、

職員として會長一名、幹事二名、専任委員一名を置く。

沿革、明治四十三年二月、佛教大學學生高木羽超聖の主唱に依りて設立せらる。爾來京都府堀川警察署長其他有志の助力を得て犯罪嫌疑者、微罪者、執行猶豫者、前科者等を集め、毎月三回名士の講演會を催し、且つ間接又は一時保護を行ひ來れり。

現況、大正九年十二月末保護人員男四十五名、女五名、京都市堀川警察署管内を保護區域とす。

□□ 大 貳 義 墓 □□

事業、出獄人保護(未丁年者)

位置、京都市上京區出町橋東詰南入大澤別邸内
組織、個人經營、基督教主義の下に個人の出資に依りて維持經營し、職員として塾長以下保護主任各一名、評議員三名を置く。

沿革、大正二年五月、京都市大澤善助、典獄及牧師等の發起に依り、基督教主義の下に未丁年の出獄人を收容教化せんが爲めに設立せらる。現況、大正九年中の保護人員男十名、別に保護區域を設けず、丁年未滿の出獄人を收容して直接保護を行ひつゝあり。

□□ 同友會 □□

事業、出獄人保護

位置、京都市上京區出町橋東詰南入大澤別邸内
組織、會員組織、會員は基督教の牧師より成り、個人の出資及獎勵會等に依りて維持經營し、職員として幹事一名、有志者十名、事務員一名あり。

沿革、大正二年七月、前記大貳義塾の經營者大澤善助氏が幼年囚及起訴猶豫者を精神方面より教化せんが爲に設立す。
現況、大正九年度中の保護人員三百二十名(内男三〇三、女一七)基督教主義に依り間接

及一時保護を行ひつゝあり。

□□ 葛野郡慈友會 □□

事業、出獄人保護

位置、葛野郡役所内(太秦村)

組織、會員組織、葛野郡各宗寺院住職より成り、會員醵金一般寄附金及補助金を以て維持經營し、職員として會長以下顧問、評議員、委員、理事、監事等若干名、事務員一名を置く。

沿革、大正元年十二月、大赦の恩典に沿して出獄せる者を保護せん爲に郡内各宗寺院住職及篤志者に依りて設立せらる。現況、大正九年中の被保護者男六十二名、女二名、毎年二月十一日には郡公會堂に於て講演會を催す。

□□ 乙訓郡慈濟會 □□

事業、出獄人保護
位置、乙訓郡乙訓村光明寺内

組織、會員組織、乙訓郡各宗寺院住職より成り、會員醵金其他に依りて維持經營し、職員として會長以下副會長一名、顧問、評議員、理事、協議員、事務員等若干名を置く。

沿革、大正二年二月、乙訓郡内各宗寺院住職に依りて設立せらる。

現況、大正九年中間接保護人員男十九名、女一名、乙訓郡一圓を保護區域となし、間接保護を行ひつゝあり。

□□ 紀伊郡至道會 □□

事業、出獄人保護

位置、紀伊郡伏見町周防興禪寺内

組織、會員組織、當郡各宗寺院住職より成り、職員として理事長以下理事三名、委員十四名を置く。

沿革、大正二年十二月、紀伊郡内各宗寺院住職に依りて設立せらる。

現況、大正九年中の新保護人員二十二名、越人員四十二名あり執れも間接保護をなす。

□□ 宇治郡慈教會 □□

事業、出獄人保護

位置、宇治郡役所内(醍醐村)

組織、會員組織、當郡各宗寺院住職より成り、會員醵金其他に依りて維持經營し、職員として會長以下副會長一名、顧問、評議員、理事、副理事、參與員、若干名、事務員二名を置く。

沿革、大正三年一月、宇治郡内各宗寺院住職及篤志者が出獄人の保護及不良少年感化を行なすの目的を以て之れを設立す。

現況、大正九年中に於ける免囚保護人は計十八名にして保護を解きたる者十二名ありたり。

□□ 久世郡樹德會 □□

事業、出獄人保護

位置、久世郡役所内(宇治町)

組織、會員組織、當郡各宗寺院住職より成り、職員として會長以下副會長一名、評議員支部長、委員、幹事等若干名を置く。

沿革、大正二年五月、久世郡各宗寺院住職及篤志者に依りて設立せらる。

現況、大正七年度保護人員三十三名、間接保護及社會風儀の改善に努めつゝあり。 三〇

□□ 綴喜郡佛教和敬會 □□

事業、出獄人保護
位置、綴喜郡役所内(田邊町)

組織、會員組織、當郡各宗寺院住職より成り、會長以下副會長一名、監事、理事、名譽顧問若干名を置く。

沿革、大正二年二月、當郡各宗寺院住職及篤志者に依りて設立せらる。

現況、大正七年度保護人員五十七名、免囚間接保護をなす。

□□ 相樂郡彰善會 □□

事業、出獄人保護
位置、相樂郡役所内(木津町)

組織、會員組織、當郡各宗寺院住職より成り、會長以下副會長一名、分區委員、常務委員、巡教師若干名を置く。

沿革、大正二年三月、相樂郡内各宗寺院住職及篤志者に依りて設立せらる。

□□ 南桑佛教團 □□

現況、大正九年度中保護人員十四名、通俗講演會、子供お伽講演會等をも開催して社會風儀の改善、善行者表彰等に努めつゝあり。

□□ 南桑佛教團 □□

事業、出獄人保護
位置、南桑田郡役所内(龜岡町)

組織、會員組織、職員として會長以下顧問、主事、理事、常務理事、教化理事、教化員評議員若干名を置く。

沿革、大正元年十一月部内の各宗寺院住職及篤志者に依りて設立せられ、南桑鴻恩會と稱せしが大正八年十一月南桑佛教團と改稱す。

現況、大正九年中保護人員四十八名、間接及一時保護を行ひつゝあり。

□□ 北桑佛教道濟會 □□

事業、出獄人保護
位置、北桑田郡弓削村永林寺内

組織、會員組織、北桑田郡各宗寺院の住職より成り、職員として會長一名以下副會長、

幹事、評議員、顧問等若干名を置く。

三一

沿革、大正元年十二月、郡内有志者に依りて設立せらる。翌年十二月同郡内各宗寺院住職之れを繼承して事業を經營するに至れり。
現況、大正九年度に於ては出獄者出迎三回、保護人赦戒集合四回、保護人家庭訪問七回
七戸、巡回講演十二回を行へり。

□□ **船井郡佛教團** □□

事業、出獄人保護

位置、船井郡役所内(園部町)

組織、會員組織、當郡各宗寺院住職より成り、職員として團長以下副團長、常務理事、訓戒師、幹事等若干名を置く。

沿革、明治四十五年四月、船井郡内の各宗寺院住職及篤志家の發起に依りて設立せらる。現況、大正九年度中保護を加へしは男三十三名女四名にして、布教二十回に及べり。

□□ **天田郡佛教團** □□

事業、出獄人保護

位置、天田郡役所内(福知山町)

組織、會員組織、當郡各宗寺院住職より成り、職員として團長以下理事及副理事、幹事委員等若干名を置く。

沿革、大正二年一月、天田郡内各宗寺院住職に依りて設立せらる。

現況、大正九年中保護人員二十九名、出獄者出迎數十一件、間接及一時保護を行ひつゝあり。

□□ **何鹿郡佛教同盟會** □□

事業、出獄人保護

位置、何鹿郡中筋村隱龍寺内

組織、會員組織、職員として會長一名、副會長主事各一名委員十四名を置く。
沿革、大正元年十月、佛教同盟會の設立に係る。

現況、大正九年中保護人員男十名、女二名、間接及一時保護を行ひつゝあり。

□□ **加佐郡佛教會** □□

事業、出獄人保護

三三

位置、加佐郡舞鶴町圓隆寺内

三四

組織、會員組織、當郡各宗寺院住職より成り、職員として會長以下副會長一名、會計主

任支部長一名、地方理事八名、顧問名譽會長等を置く。

沿革、明年四十五年七月、郡内各宗寺院が社會風儀の改善をなす目的を以て設立し、之れを加佐郡佛教團と稱せしが、大正二年四月曹洞宗寺院は同團より脱し、同年十二月より免囚保護事業を行ふに至れり。大正五年二月郡内に於て免囚事業を行ふ自省會を合併し、同時に加佐郡佛教會と改稱せり。

現況、大正九年中の間接保護人員男三十五名、女六名、加佐郡一圓を保護區域となし、間接保護事業を行ひつゝあり。

□□ 丹州惠濟會 □□

事業、出獄人保護
位置、與謝郡宮津町本妙寺内

組織、會員組織、職員として會長以下理事長、理事、司計、保護主任、事務員、顧問、評議員、地方理事、講師等若干名を置く。

沿革、大正元年十月、郡内各宗寺院住職及有志者に依りて設立せらる。

現況、大正九年中の保護救濟人員本郡内の者四名、他府縣郡の者八十四名、宿泊せしめたる者三名、食餉又は旅費を給與せしめたる者七名、直接保護者場内收容一名、直接間接及一時保護者百八十三名、又風教改善の目的を以て時々講演會を催しつゝあり。

□□ 中郡洪濟會 □□

事業、出獄人保護

位置、中郡五箇村慶徳院内

組織、會員組織、職員として會長副會長各一名、顧問二名、幹事長、評議員各若干名を置く。

沿革、大正二年二月、中郡内各宗寺院住職及篤志者に依りて設立せらる。

現況、大正九年中保護人員二十四名、間接及一時保護を行ひつゝあり。

□□ 竹野郡崇德會 □□

事業、出獄人保護

位置、竹野郡網野警察署内

三五

組織、會員組織、職員として會長以下副會長、理事、參事、主事、書記等若干名を置く。
沿革、大正二年一月、竹野郡内の各宗寺院住職及篤志者に依りて設立せらる。
現況、大正九年度中の新保護人員十一名、前年越人員男七十三名、女十八名、間接保護を行ひつゝあり。

□□ 熊野郡佛教同盟會 □□

事業、出獄人保護（其他窮民救助）

位置、熊野郡久美濱町宗雲寺内

組織、會員組織、職員として會長一名、幹事二名、理事九名、教導師三名を置く。
沿革、大正二年一月、郡内各宗寺院住職及篤志者の主唱に依り、出獄人保護並窮民救助

をなすの目的を以て設立せらる。現況、大正九年度中の保護及救助人員二十八名、出獄人の間接及一時保護を行ひ、兼ねて同郡内の窺民に金員を惠與しつゝあり。

□□ 京都府立淇陽學校 □□

事業、感化教育

位置、船井郡園部村字西中野

組織、府立、職員として校長以下教諭兼書記二名、保姆三名を置く。

沿革、大正二年四月設立、明治四十一年十月京都府に於て感化院法を實施するに當り、私立感化保護院感化部神泉學園を以て府の感化院に代用し來りしが、大正二年より之れが經營を府に移し、同時に京都府立淇陽學校と改稱せり。是より先即ち明治四十五年現在の地に校舎の新築工事を起し、大正二年六月工事の落成と共に之れに移轉せり。

現況、大正九年十二月末現在在院兒數四十一名、他へ委託の者十三名、前者は之れを總べて校内に收容し、三家庭に區分して校長、教師等夫妻は各其家庭に分屬して養育の任に當る。學科は小學校の教科に準じ、毎日午前五時間限りで之れを授け、實科は農業及手工とし毎日午後三時間を限りて之れを課し、夜間は尙二時間學科の自習をなさしむ。

（七）施薬救療並妊娠婦保護

□□ 京都施藥院協會施藥院 □□

事業、施薬

三八

位置、京都市下京區聚樂廻松下町

組織、會員組織、財產收入、事業收入、會員醵金、寄附金、補定金等を以て維持經營し職員として會長以下醫員八名、調剤員二名、事務員三名、看護婦六名、使丁二名、賄方二名、消毒人夫一名、雜仕婦三名を置く。

沿革、明治三十七年一月、内貴甚三郎氏の主唱に依りて設立せられ、同時に明治二十一

年以來醫師安藤精軒氏の經營し來れる施藥院を繼承せり。四十三年八月行旅病者收容所を開設し、大正二年二月恩賜財團濟生會より患者の委託を受け、更に六年より

日本赤十字社京都支部の救療患者をも收容するに至れり。大正四年九月京都市立聚樂病院の拂下を受け、改善の上之れに移轉し以て現今に及べり。

現況、大正九年度施療人員七百名、内入院二百七十四名、外來四百二十六名、外來患者は本院發行の診療券を携へ来るものに限りて施療し、入院患者は區役所より委託せられたる行旅病者及び恩賜財團濟生會、日本赤十字社より委託せられたるもの收容す。

□□ 濟世病院 □□

事業、施療

位置、京都市下京區八條通大宮西入

組織、個人經營、職員として院主兼主事一名、院長一名、醫員三名、同助手一名、調剤員四名、事務員四名、看護婦九名、使丁四名を置く。

沿革、明治四十二年六月、眞言宗有志者の組織せる宣揚會、醫師小林參三郎、現院主矢野長藏氏の主唱に依りて設立せらる。蓋し其目的は弘法大師の遺訓に則り醫術と信仰とに依りて肉體の病苦と精神の煩悶とを救濟するに在り。先づ第一診察所、事務所、第三病舎を建築して小林醫師無報酬にて從事せり。次で矢野長藏氏多額の資を寄附して病舎を改築し、漸く其基礎を確立するに至れり。大正三年六月恩賜財團濟生會より患者の依託を受け、同年十一月昭憲皇太后より金百圓の御下賜を拜受し、其他内務省、京都府、京都市より助成金、補助金等を下付せらる。

現況、大正九年十二月末現在入院患者三十九名、外來患者百五十七名、時々信仰談又は修養談を試み、特に入院患者に對しては各自、自由に其信仰する神佛を拜禮せしむ。

□□ 東亞慈惠會 □□

三九

事業、施療

四〇

位置、京都市下京區東七條上之町

組織、會員組織、會長、副會長、理事、病院長各一名、醫員四名、調劑員、事務員各二名、產婆一名、看護婦四名、使丁其他四名を置く。

沿革、明治四十一年八月、醫師齋藤實記、天台宗僧侶延原圓澄の主唱に依りて設立せらる。初め京都市上京烏丸通に施療所を設け、更に同年十月市内六箇所に嘱託治療所を設置せり。四十五年七月上京區三條通大橋蓮澤寺外五箇所に治療所を置き夜間巡回診療所を行ふことゝし、大正二年三月現在の地に東亞慈惠會鹽小路病院を設立して移轉し、三年七月昭憲皇太后御大喪の建物一部の御下賜を得て紀念病院を建築せり。大正二年以後當時紀伊郡柳原町より五年以後京都市より各補助金を下付せられ、又大正六年二月内務所より獎勵金を下付せらるゝに至れり。

現況、大正九年末現在入院患者四名、外來百六十九名、尙同年中施藥券發行數六〇二九施療は一部及全部の二種となし、特に官公署の證明ある者に對しては全部施療を行ふ。

□□日本健康會□□

事業、施療

位置、京都市上京區黒門通下長者町角

組織、會員組織、職員として理事九名、幹事三名、會計二名、書記、無料診察所長、醫師、藥員主任各一名、藥劑師二名、看護婦四名を置く。

沿革、明治四十三年七月、牧師石黒猛次郎等有志數名の設立に係る。初め牧師を同行して市内の細民患者を往診して醫藥を給與し、又多少衣食の資を補助し來りしが大正三年五月現在の地に無料診療所を開設し、府立醫學校教師及同校生徒の協力を得引續き施療を行ひ居れり。

現況、大正九年末現在外來患者四十名、同年中の施藥券發行數二〇、五七八券、施療方法は豫め無料診療券を警察署に託し置き、必要に應じて之れを患者に交附す。

□□濟生園□□

事業、施療

位置、紀伊郡伏見町鷹匠

組織、社團法人伏見十六會の附屬事業、職員として醫員七名、藥劑師一名、產婆看護婦二名、事務員一名を置く。

四一

沿革、大正元年十一月、社團法人伏見十六會が細民と施療を行はんが爲に、其事業の一

として設立す。

現況、大正九年中の治療人員百三十六名、入院患者收容の設備なく、單に外來患者に對して毎日午後一時より三時まで醫師出張して診療に從事しつゝあり、尙ほ大正九年には施藥券發行數二百二十に及べり。

□□舞鶴海軍工廠職工共濟會病院□□

事業、施藥

位置、加佐郡新舞鶴町

組織、財團法人舞鶴海軍工廠共濟會の經營、職員として院長以下醫員六名、調劑員二名

事務員四名、看護婦十名、產婆三名を置く。

沿革、明治三十九年八月、舞鶴海軍工廠勤務の職工相諮り病疾の際相互の救濟をなすの目的を以て設立し、翌年二月より事業を開始せり。四十三年七月在舞鶴海軍下士卒現況、大正六年中の施療患者入院二一五名、外來九、四〇二名、會員相互の救濟機關として設けられたるものにして、患者よりは一定の藥價及入院料を徵收しつゝあり。

□□恩賜財團濟生會診療所□□

事業、診療

位置、京都市上京區五辻通七本松角釋迦堂内

組織、財團法人、職員として醫員二名、事務員一名、調劑、看護婦等各一名を置く。

沿革、大正十年二月十一日設立、恩賜財團濟生會事業の一部として専ら貧病者に對し無

料診療を開始し、只管ら趣旨に副はんことを期しつゝあり。

現況、大正十年中の診療人員八百七十九名、男四百二十六、女四五三名。内全治五七〇

輕快二八、未治廢療一七八、移療七〇、死亡九。

□□トラホーム治療□□

事業、診療

組織、京都市營

沿革、崇仁小學校、私立協同夜學校、養正託兒所の三ヶ所に於て當該方面に於けるトラン

ホーム患者を無料にて診療しつゝあり。

現況、大正十年中の治療患者數六九、五七四名。

□□ 京 都 產 院 □□

事業、助産

位置、京都市上京區室町通中長者町上ル

組織、個人經營、院長の出資に依りて維持經營し、職員として院長、副院長各一名、醫

沿革、明治二十四年七月、同志社理事會に依りて創設せられ、爾來同會に於て之を經營

せしが、三十九年現院長佐伯理一郎氏之れを繼承し、爾來氏獨力を以て事業經營の任に當り、以て現今に及べり。氏嘗て歐米に留學すること六年、貧困なる妊婦の救護に關して深く感する所あり、歸朝後之れを以て自己の天職となし以て本事業を繼承するに至りしなり。

現況、大正九年未現在入院妊婦十五名、外來三十名、尙同年中の入院總計二三二名、外來總計一三六八名、其他產婆並看護婦の養成を兼營しつゝあり。

□□ 巡 回 產 婆 制 □□

組織、京都府社會課の經費を以て運用し、有給の產婆二名を置く。

沿革、大正十年九月一日、產婦、褥婦、妊婦等の保護をなすの目的を以て開始し、京都市内を南北の二部に分ちて產婆の擔任區域となし、専ら細民のため保護の任に當らしめつゝあり。

現況、開始以來大正十一年一月迄の救護成績左の如し。

部 計	北			南			新患者 往診回數 入院分娩	舊患者 分娩數 死亡	備 考
	西	田	中	高	東	東			
	三	三	三	鷹	七	三	一	一	
	條	條	路	野	條	條	一	一	
	九	五	五	一	一	一	一	一	
	五〇	八四	一二	六	二五	一二	一七	二五	
	一一	一一	二	二	二	二	一	四	
	一一	一一	二	二	二	二	一	一	

事業、救療

位置、京都府廳構内

組織、財團法人、職員として醫員三名、調剤員一名、書記技手二名、看護婦四名を置く
當支部内に患者診斷所を開き、主として結核早期診斷に努め又大正六年十一月より

京都市及附近に於ける細民の多き數ヶ所に巡回診療所を設けて前記の外、一般貧窮
患者を救療し、尙夏期には海岸に避暑保養所を開始し腺病質等の兒童を收容し、以
て國民躰質の改善を圖りつゝあり。尙救急治療、妊娠婦の保護事業をも開始す。

現況、大正九年中の救療患者數、入院患者男二十二名、女六名、施療患者男一一、〇八
〇名、女六、四六七名、計一七、五七四名。

□□ 京都婦人慈善教會 □□

事業、巡回診療

位置、京都市松原大宮西入ル法宣寺内

組織、社團法人京都婦人慈善教會の附屬事業、職業として醫師二名、看護婦二名を置く
沿革、大正十年十月より開設、三ヶ月目位には醫師出張の場所を移轉する筈(詳細は窮民

救助の部に收錄す)

現況、大正十年十月末日の診療人員二十八名、延人員二百二十名、午後一時より四時に
至る間に於て(五、十、十五、二十、二十五、三十日)貧困患者の診療所を行ひ一回
に四日分宛醫藥を與へつゝあり。

(八) 養老及窮民救助

□□ 京都婦人慈善會 □□

事業、窮民並罹災救助(其他貧民教育)

位置、京都府下京區古門前通大和大路東入

組織、財團法人、事業收入、會員醵金、寄附金及基金利子等を以て維持經營し、會長以下副會長一名、理事二名、幹事三二名、相談役八名、專務相談役一名、會計主事一名を置く。

沿革、明治二十年三月、時の府知事が昭憲皇太后陛下の御懿旨を奉じ公爵伊藤博文の斡
旋を得て之れを設立す。初め京都市立盲啞院に對して補助金を寄附し、一面罹災者
を救恤し、又例月講演會を開きしが、三十六年補助金の寄附を中止し、慈愛女學校

を繼承し之れを經營して、今日に及べり。明治三十二年六月社團法人の許可を受け、尙ほ皇后陛下より數回御下賜金を拜受し、大正六年十一月には特に御使を遣はされたり。

現況、大正六年以降は専ら女學校の經營に努め別に救助事業を行はず、大正九年度中在學生徒數三十名、總て通學せしめ授業料を徵集せず。

□□京都救濟院□□

事業、養老（詳細は育児事業中に收錄す）

□□京都積善社□□

事業、窮民救助
位置、京都市下京區室町通松原下ル

組織、會員組織、職員として當番總代一名を置く。
沿革、明治二十三年の交、米價の騰貴甚しく生計に苦しむ者渺からざりしに依り、京都

市内の有志者相謀り金員を醵出し、之れを細民に施與する目的を以て同年二月本社を創設せり。爾來毎年京都市内の細民三千人を限り一人に付白米五合づゝを給與

し來れり。尙ほ毎年當番幹事を置き自宅に於て隨時社務を處理し、別に事務所及事務員を設けずして今日に及べり。

現況、大正九年度に於ては上京區貧民三千名、下京貧民三千名へ白米五合宛及粕汁を施與す、此の金額壹千六百四拾六圓拾六錢也。

□□京都婦人慈善教會□□

事業、窮民救助

位置、松原大宮西入法宣寺内

組織、社團法人、職員として會長以下理事三名、幹事十九名、評議員三十名、書記一名を置く。

沿革、明治二十七年六月、京都の人、福田モト女史の主唱に依りて設立せらる。當初は宗派を問はず京都在住の婦人を以て組織せしが、三十一年六月社團法人の認可を得爾來各宗に於て婦人會成立せしを以て漸次分離し、現今は本派本願寺派の婦人會員其大部分を占むるに至れり。其事業は當初貧病者又は罹災窮民に對して一時金の寄贈をなし居たりしが、大正四年十二月より専ら貧病者に對して牛乳を施與するを事業とし、大正十年十月よりは巡回診療所をも開設せり。

現況、大正九年度中貧病者施牛乳延人員一萬一千一百名、同牛乳數量二十石四斗八升警察署又は醫師の證明により指定牛乳商より日々配達せしむ。

□□ 大谷派婦人法話會 □□

事業、窮民救助

位置、京都市下京區諏訪町通魚棚南入上柳町

組織、會員組織、職員として會長以下主幹一名、注記三名、書記四名、布教師二名、外に小使三名を置く。

沿革、明治二十三年九月、真宗大谷派前法主大谷光鑑氏並に裏方恒子女史の主唱に依りて設立せらる。初め本山役員の内房及京都市内の末寺並に講員の妻女等を以て會員とせしが、漸次之れを擴張し、遂に四十四年中各地に支部を置き會運の進展を圖れり、三十七八年の戰役に際しては犒軍恤兵に力を竭し大正五年より無料宿泊所並に職業紹介所を設けて之れを經營し、其他各地の災害に對して應分の助力をなしたり現況、大正九年には白米八石四升五合、芋百二十貫炭團壹千八百個市内窮民に救與す。

□□ 大日本佛教慈善會財團 □□

事業、窮民救助

位置、京都市下京區油小路七條上ル米屋町

組織、財團法人、會員及篤志者の寄附金、財產收入、其他を以て維持經營し、内寄附金は之れを四分して其三を基金に其一を經常費に繰入る。職員として理事長以下理事、

參務、書記、雇等各一名を置く。

沿革、明治三十四年九月、前本願寺法主故伯爵大谷光尊氏主唱の下に之れを設立し、財團法人の許可を得て各種の社會事業を經營し、尙各地方の慈善團體に補助を與へ、窮民の救助に努め、大正十一年春より人事相談所を開設す。

現況、大正九年十二月末現在に於ける各種事業の爲めに費したる金額は參萬六千〇參拾四圓貳拾錢に及べり。

□□ 蔭山家慈善財團 □□

事業、窮民救助

位置、南桑田郡旭村文畑

組織、財團法人、職員として理事一名を置く。

沿革、明治四十年一月、蔭山家の出なる岩井勝次郎氏が事業に成功したるを以て其資產

の一部を割きて之れを設立す。蓋し其目的とする所は一は郷土の恩に酬ひ併せて祖先を祭るの資となし、一は社會に貢獻せんとするに在り。

現況、大正九年に於ては基金利子五百五拾圓の内壹百貳拾圓は理事報酬及事務所費に當て、殘餘は八分七厘を村内貧困者孤獨者並に寡婦及小學校貧困生徒の救濟に支出し一分三厘を祖先の弔祭費に充當せり。

□□ 救世軍京都小隊 □□

事業、窮民救助

位置、京都市富小路通四條下ル徳正寺町

組織、救世軍京都小隊の經營、寄附金を以て維持し、職員として代表者以下士官二名、下士官十名を置く。

沿革、明治四十四年五月設立、救世軍京都小隊は明治四十一年七月開設せられ、四十四年五月より愛隣部を設けて布教の傍ら其職員をして窮民救助を始め、婦人救濟及職業紹介等の事業を營むことゝせり。

現況、大正九年中慰問籠の中に餅、手拭、蜜柑、干鰯等を入れ二百七十五戸に配布せり此の金額參百六拾圓參拾九錢、救助人員一千三十九名に及べり。

□□ 京都共濟會 □□

事業、救濟

位置、京都府廳内

組織、財法團人、職員として會長以下副會長、理事、監事、評議員數十名を置く。

沿革、大正七年米價暴騰し騒擾勃發に際し、中產階級以下の者に對し生活救濟の目的の爲め有志者寄附金を募集し、臨時救濟團を設立せしに始まり、大正九年七月法人組織として救濟事業を行ひつゝあり。

（九）住宅及無料宿泊所

□□ 市營住宅 □□

一、紫野新町頭 大正九年十月竣工

甲住宅八、乙住宅三八、丙住宅六六、計百十二軒

二、田中大久保町 大正九年十二月竣工

甲住宅二、乙住宅二三、計二十五軒

三、御前通下立賣 大正十年二月竣工

乙住宅八、丙住宅七五、計八十三軒

現況、甲住宅は階上は六疊と四疊半、階下は八疊と四疊半と二疊との室間より成り家賃は拾七圓五拾錢。

乙住宅は階上六疊、階下六疊と三疊との室間より成り家賃拾壹圓、尙ほ丙は階上四疊半、階下四疊半と參疊との室間より成り家賃八圓五拾錢
住宅は木造瓦葺二階建で諸道具一式を附け、甲、乙住宅には專用水道、丙住宅には共用水道を設け、又庭園の美を添ふる爲め各戸に十本乃至二十本の小樹木を植込み係員三名を置きて住宅に關する事務一切を處理せしめつゝあり。

□□市營現業員寄宿舍 □□

位置、下京區西ノ京星池町（一條驛裏）

現況、大正九年十二月二十八日竣工、京都市運輸現業員の衛生上、若くは安眠と慰安とを與ふるため第一回低利資金の中金拾萬圓を割きて建設。

棟數二、室間數二十二、收容人員八十八名、食堂浴室等の設備もあり。

□□伏見町營住宅 □□

一、新町住宅、紀伊郡伏見町字新町

大正九年六月竣工、戸數十あり。

二、菊屋住宅、同上菊屋町

大正九年六月竣工、戸敷三十二あり。

□□新舞鶴町營住宅 □□

一、濱住宅、加佐郡新舞鶴町字濱

大正九年十一月竣工、戸數二十七あり

二、北吸住宅、同町字北吸

大正九年十二月竣工、戸數十四戸。

□□京都無料宿泊所 □□

位置、京都市上立賣通大宮東入德圓寺内組織、大谷派婦人法話會附屬事業、宿直一名を置く。

現況、求職者にして宿泊費食費等なき者を宿泊せしめ時に食事を與ふ。但し宿泊所は二階一棟を使用す(沿革等の詳細は授産及職業紹介の部に收録)
大正九年中の宿泊人數男四十二、女六十二名。

□□ 京都市無料宿泊所 □□

位置、京都市下京區寺町四條下ル大雲院内
組織、京都市經營

沿革、大正八年六月、他府縣より來京せる求職者にして紹介手續中の者にして宿泊をする場合所持金なくして宿泊に困窮せる者を無料宿泊せしむ。
現況、大正九年中の宿泊人員三十六名、中男五十名、女八十六名。

(一〇) 市 場

□□ 京都市設公設市場 □□

一、七條市場、下京區新町七條下ル東本願寺工作場
大正七年九月開設、本市場は一面七條驛に他面東西本願寺に近接し、旅宿又

は労働者多く東部は比較的生活程度の低い柳原を控へ、供給範囲としては中產階級比較的少し。大正十年中の賣上高四五三、一二〇圓。

二、北野市場、上京區中立賣七本松東入

大正七年九月開設、本市場附近は西陣織物業者櫛比の地であるから、多數の職工を抱擁し且つ各自進んで市場を利用する風盛にして、購買力の大なること六市場中第一位を占め居れり。大正九年中の賣上高四八九、〇一二圓。

三、川端市場、上京區川端丸太町北入

大正七年九月開設、本市場東部一帶は智識階級たる俸給生活者並に専門學科を修むる學生の下宿地にして西部は加茂川を隔てゝ各種商店の所在地に接し、供給範圍の生活程度は貧富の階級相半し將來發展力豊かなる地點に位し居れり。大正九年中の賣上高四七〇、〇四七圓。

四、新町頭市場、上京區新町通寺町上ル妙覺寺境内

大正八年十一月開設、本市場は京都市の北部に位し附近は西陣機業家軒を連ね多数の職工を抱擁すること亦北野市場の夫れに譲らず、從つて購買力旺盛にして賣上高又北野市場に次ぎり。大正九年中の賣上高四四九、五四五圓。

五、壬生市場、下京區四條通大宮西入三丁目壬生車庫前

大正八年十二月開設、本市場は壬生車庫に隣し、附近は友染業者及職工労働者の賣上高三七九、七三九圓。

六、正面市場、下京區疏水川端正面上ル

大正八年十二月開設、本市場は疏水正面の沿岸に存在し、北へ數町にして五條通あり、最も物價低廉なる市場なるも東部一帶は比較的下層階級者の居住する地域なれば市場を利用するもの頗る多し。大正九年中の賣上高二三五、七五七圓。

□□ 京都市指定(公認)市場 □□

一、福ノ川市場、上京區岡崎町福ノ川

大正九年中の一ヶ月の賣上高三六六〇圓。

二、出町市場、河原町今出川下ル

大正九年中の一ヶ月賣上高五一四五圓。

三、二條市場、二條西洞院西入

大正九年中の一ヶ月の賣上高七三六〇圓。

四、五條市場、下京區竹林圖子五條下ル

大正九年中の一ヶ月の賣上高二五六五圓。
大正九年中の一ヶ月賣上高二六二五圓。

□□ 京都市巡回市場 □□

地理の關係上、公設市場を利用し得ざる者の利便と市價の調節を圖らむが爲め大正十年三月一日、市場商人二十三名を以て巡回市場を組織し、約五日間宛道路又は寺院境内等を利用して之れに當つ。大正十年末に於ける巡回市場在記の如し。

- 一、油小路今出川下ル巡回市場
 - 二、西堀川松原堀川署前巡回市場
 - 三、御池木屋町京都ホテル横、巡回市場
 - 四、建仁寺東入松原署裏、巡回市場
- 開設以來大正十年八月末日至る間の賣上高一四八、八四八圓。

□□ 伏見町公設市場 □□

位置、紀伊郡伏見町字板橋二丁目

組織、

伏見町經營、大正八年十二月開設。

六〇

□□ 宮津町公設市場 □□

位置、與謝郡宮津町

組織、宮津町經營、大正十年開設。

(一) 其他の事業

□□ 愛國婦人會支部 □□

位置、京都市上京區川端通丸太町下ル

組織、財團法人

沿革、軍人遺族、廢兵及貧困なる軍人家族救護を主として事業を進め居たるも、大正十

年七月より兒童健康相談所を開始す。

現況、満六歳以下の兒童を無料にて健康診斷し、養護の相談に應じつゝあり。但し診斷並に養護相談は毎週火曜日、金曜日の兩日午後一時より四時迄とす。一日四十名位の童兒を診斷しつゝあり。

□□ 帝國軍人後援會支部 □□

位置、京都府廳内

組織、財團法人、職員として正副支會長二名、幹事五名、事務員四名を置く。

沿革、日露戰役後、人圓會の解散に際し事業を繼承し、軍人幼兒保育所を經營せしが、其後收容をする者漸減せしを以て大正六年三月之れを閉ぢ、専ら軍人遺族並に廢

兵を救護し以て後援の實を擧げつゝあり。

現況、大正十年中の救護人員は軍人遺族五戸、廢兵壹戸、現役兵家族九戸。在郷軍人二戸、計十七戸、尙ほ天災に罹り生活困難となりたる軍人遺族四戸に對し慰問金を贈與す。

□□ 鐵道保養院支部 □□

位置、京都市上京區岡崎西入天王町

組織、財團法人

沿革、鐵道從業者中薄倖者に對し住宅を無料貸與し、授產をなし又疾病に罹りて療養の資なき者の救護を目的として大正七年四月當支部の創設を見るに至れり（本部は東

□□ 法律無料鑑定 □□

位置、京都市下京區寺町四條下ル大雲院内
組織、京都市營

現況、大正八年十一月開設、織業紹介所附屬事業として市内篤志辯護士六名を聘し毎日曜日之れを取扱ひ居れり事件は戸籍並に債權債務に關するもの多數を占む。

□□ 不良少年の精神鑑定 □□

大正十年秋以來、府社會課にては毎週、土曜日若くは金曜日に市内警察署又は小學校に鑑定を行ひ、尙ほ海野囁託によりて不良原因の調査が行はれつゝあり。

□□ 市内警察署の社會的施設 □□

市内各警察署に於ては人事相談部、貸家貸間案内係、宣傳部等を設け區域内の事情に應じて民衆の便利と保護とを與へ成績大いに見るべきものあり、大正十年に入りては雨傘

貸與、自轉車臺の設置、義勇警察隊の組織等も行はれ、就中、七條警察署内の人事相談所、川端警察署内の貸家貸間案内、西陣警察署内の人事相談等は著しき成績を擧げつゝあり。

□□ 本願寺人事相談所 □□

位置、油小路通七條上ル米屋町大日本佛教慈善財團内

組織、本願寺社會課經營、職員として所長一名、司事若干名、囁託若干名、顧問若干名を置く。

沿革、大正十一年一月、貧困失業者其他特種の事情により困難する者又は本山參拜者等に對し救助保護指示等をなさむが爲め開設。

現況、本所に於て取扱ふ事項は身上相談、法律相談、健康相談、職業相談、西六條案内地不案者指示等にして、身上相談は毎日午前九時より午後五時迄、法律相談は火曜金曜の兩日午後六時より九時迄、健康相談は毎週土曜の午後二時より午後五時迄、職業相談西六條案内地不案者指示等は毎日午後九時より午後五時迄とし日曜、祭日は休日とす。

□□公設浴場□□

位置、京都市東三條長光町
組織、同町一心會の經營

沿革、大正十年九月二十日、京都共濟會の設立に係る。

現況、浴場に併せて階下に理髮所あり、階上の大廣間には疊を敷きて正面に佛を祀り、一般的な教化及娛樂のため使用されつゝあり。因に開設當時の入浴者數は九百餘名に及び、入浴料金は大人二錢五厘、小供壹錢五厘、幼兒五厘とし理髮料は普通大人參拾錢、小供貳拾錢を徵しつゝあり。

□□家事見習所□□

一、養正家事見習所、大正十年十月一日開設(市の經營)
職員二名、收容定員八六

二、崇仁家事見習所、大正十年十一月十五日開設(同)
職員二名、收容定員九〇

三、三條家事見習所、大正十年十一月十二日開設(同)

職員一名、收容定員七八

四、樂只家事見習所、大正十年十月二日開設(同)

職員一名、收容定員三〇

現況、京都市は右四ヶ所の經費として年貳千七百八拾六圓九拾貳錢を計上し、日曜日を除く外毎晚普通の裁縫を教授し、午後七時より十時まで毎週一回作法の教授をなし居れり。

(一一)□□公同委員制□□

組織、京都府社會課の運用に係り、職員として評議員十六名、委員五百十五名を嘱託し尙有給の主事十二名を配置す。

沿革、大正九年八月十七日、社會の進展に雁行し諸般の社會施設を企畫するの必要上、先づ京都市民の一般狀態、更に進んで細民生計の現況を調査し、夫れに基きて市民の生活を改善し、思想の健實を庶幾せんがため之れを創設す。

由來、京都市には明治維新後も尙各町に年寄五人組と稱するものあり、行政上諸般の事務に斡旋し、更に明治三十年の頃よりは公同組合の制を設け、善隣の情誼を維持し、能く隣保團結の實を擧げ、共同自治の基礎を固め、市民公共の福利に貢獻せ

ること顯著なりしは已に人口に膾炙する所にして、此の組合の數、市を通じて二千有餘ありその數十個宛を結合せしめて更に七十三の學區に分ち（児童の通學區域により）之れを聯合公同組合と稱し居れり。茲に於て京都府は右の組織を根據として、右聯合組合の正副幹事、聯合衛生幹事、小學校長、學務委員、軍人會長、篤志家等を委員となし、委員活動の便宜上京都市を十三區に分ち、各事務所に一名宛の府吏員たる有給の主事を配置し、斯くして京都市特種の色彩を以て變形、換骨奪胎せるエルバアフルド法に則り、社會連帶の觀念によりて活動しつゝあり。

(一) 公同委員職務概要

- 一、一般生活狀態調査の爲め時々自ら部内の巡視又は家庭訪問をなすこと。
- 二、生活困難の者あるを認むる場合には先づ其の困難の原因を調査し、之が除去の方法を講究すること。
- 三、家政、兒童教養、衛生、育兒、其他の各般の人事關係に付き忠實なる相談相手たること。
- 四、軍事救護其他要救護者各個の狀況を調査して之に對する救濟方法の適否を講究し其の徹底に努むること。
- 五、主婦等に對しては常に家政に關する智識普及の途を講ずると共に、少年少女の職業に特別の注意を爲し其の健康、風紀及能力の保全發達に努むること。
- 六、日用品の需給狀態を調査し、生活安定の方法を考究すること。
- 七、現在救濟機關の配置及事業の適否を調査し、救濟機關の改善を考究すること。

(二) 主事駐在事務所及擔任區域

上京區ノ部							
方 面	主 事 氏 名	事務所	電 話 番 號	位 置	擇 當 學 區		
1	野田鑑三郎	養正校	上三五	田中飛鳥井町 出町停留場	北白川(29) 下鴨(31) 出雲路(32) 養正(30)		
2	小寺顯淳	樂只校	上五〇七九	川村工場取次 千本丸太町下車	京極(9) 鷹野北町		
3	國枝隆海	託兒所	上二四四	五辻通七本町上 千本丸太町下車	乾隆(3) 待鳳(33) 樂只(34) 室町(2)		
4	宮部武市	仁和校	上四、五九九	西入仁和寺街道七本松 中立賣七本松下車	成逸(1) 跳蘭(7) 西陣(4) 小川(8)		
5	石黒幸雄	錦林校	上四、九二〇	柳池(251727) 富(2028) 新(2419) 有(2326)	滋野(16) 待賢(12) 仁和(10) 中立(35) 城巽(22) 教業(2)		

(二)委員制實施以來一ヶ年間の成績

自九年九月二十二日至十年八月二十五日

1	葛野教聞	崇仁校	下一七一	川端七條下車	小路大橋西詰	崇仁(38) 陶化(37)
2	東音次郎	大將軍社務所	高力取次	三條通東山線西	有濟(7)	立誠(6)
3	井ノ口英信	壬生校	中西取次	入下ル大將軍	生祥(5)	永松(14)
4	南至玄	淳風校	中一、○七四	東山三條下車	豊園(21)	彌榮(15)
5	福井安次郎	九條校	下三、八〇〇	大宮花屋町上ル	開智(13)	栗田(8)
6	草葉隆圓	貞教校	下四一六	島原口下車	豊樂(34)	日彰(4)
7	北川幸市郎	六原校 當分皆山 校兼任	下二九八	西九條 七條大宮下車	壬乾(1) 成徳(11) 明倫(3)	格致(10)
	松原通建仁寺東 入南入 東山 松原下車		九條(33) 梅逕(32) 七條(36) 安寧(29)	淳風(16) 植柳(23) 大内(35) 醒泉(17)	郁文(9) 本能(2) 豐樂(34)	
	有稚松(192521) 尙安井(2422) 新道(3020) 修徳(1826)		一橋(31) 修道(28) 貞教(27)			

二、賑 恤 基 金
三、罹 災 救 助 基 金
四、救 育 費

同 同
一 一三七圓
四五、六四六圓
（窮民救助費 || 精神、行旅病者費）市部八七、
社會事業費 || 社會事業諸費 郡部二〇、
六四二圓
七五四圓

一、一三七圓
四五、六四六圓
精神、行旅病者費（市部八七、六四二圓）
社會事業諸費（郡部二〇、七五四圓）

二、賑 恤 基 金
三、罹 災 救 助 基 金
四、救 育 費

同 同
一 一三七圓
四五、六四六圓
（窮民救助費 || 精神、行旅病者費）市部八七、
社會事業費 || 社會事業諸費 郡部二〇、
六四二圓
七五四圓

一、一三七圓
四五、六四六圓
精神、行旅病者費（市部八七、六四二圓）
社會事業諸費（郡部二〇、七五四圓）

(十一) 諸基金

（略）
事務所に二名の主事を配置す。

393
360

終